

飛翔。

2024年 第60号

渋谷間税会

消費税正しく育てる間税会

www.kanzeikai.jp/tokyo/shibuya/



2024年 春号

間税会に入会しましょう

引き続き会員メールアドレス登録に
ご協力ください。

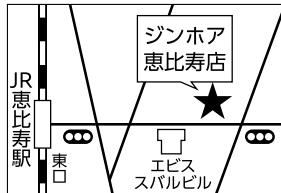


ジンホア
京華小吃
シンガポール発 小籠包と餃子専門店
<https://www.jinghua-xiaochi.jp>

■惠比寿店

☎ 03-5422-7126
〒150-0013
東京都渋谷区恵比寿 1-18-15

【営業時間】
平日 11:00~23:00 (22:00 L.O.)
土日祝ランチ 11:00~16:00 (15:30 L.O.)
土曜ディナー 17:00~22:00 (21:00 L.O.)
日祝ディナー 17:00~21:00 (20:00 L.O.)
年末年始休業



■銀座店

■八王子店



ジンホアは
シンガポール発の
小籠包と餃子のお店です

■目次

会長 新事業年度のご挨拶	3
渋谷税務署長 新年度のご挨拶	4
くみんの広場参加報告・税の標語結果・渋谷税務署納税表彰式	5
Xmas party・令和6年 新年会報告	6
税務署からのお知らせ	7
税務署からのお知らせ	8
税務署からのお知らせ	9
税務署からのお知らせ	10
税務署からのお知らせ	11
税務署からのお知らせ	12
渋谷間税会青年部会活動報告	13
渋谷間税会女性部会活動報告・活動予定	14
会員協賛広告	15

■広告掲載

ジンホア 西武信用金庫

協賛名刺広告

山王山田法律事務所、株式会社篠崎総合店舗センター、渋谷地下商店街振興組合、
株式会社スキルホームズ、有限会社東京第一地所、ハクエー産業株式会社、有限会社パープル、
長谷川印刷株式会社、株式会社不動産プラス、株式会社芳徳、株式会社本国、松嶋一海税理士事務所、
有限会社マリモ企画、三船総業株式会社、安田商事株式会社



新事業年度のご挨拶

会長 千脇 広久

令和6年度を迎え、謹んで挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、旧年度中は、当間税会の運営に対しまして、深いご理解とご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

また、板倉渋谷税務署長を始め、幹部方の皆様には、多大なるご支援を頂き、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

2023年度もロシアによるウクライナ侵略が終結せず、戦闘は今でも継続されており、平和への道筋が見えない状況となっております。ただただ、一日も早い終戦を祈るばかりであります。しかし、昨年は、コロナウィルス感染症が2類から5類へ移行したこと、年後半より人の動きや経済が活発となり、明るい兆しもありました。

さて、当会の事業活動につきましては、青年部・女性部を中心に活動を行なってまいりました。また、“税の標語”につきましては 1713 遍の応募をいただき、例年通り、ハチ公バス等々にポスターを掲示させていただきました。更に、税を考える週間の一環として、“世界の消費税クリアファイル”につきましても、30,000枚を超える申し込みがあり、渋谷税務署への贈呈を始め区内小学校等に配布して有効に使わせていただきました。ご協力くださった会員の皆様方には、心より御礼申し上げます。

昨年 10月より導入されました、いわゆる“インボイス制度”につきましては、会員の皆様の平素からの地道な周知活動等により、滞りなくスタートすることが出来、確定申告も特段の混乱もなく、終了することが出来ました。本当にありがとうございました。当間税会といたましても、これをゴールとするのではなく、更にインボイス制度はもちろんのこと、消費税に対する正しい知識の伝達並びに啓発・啓蒙の為の研修会及びセミナー等を開催して発信してまいりますので、友人・知人の方々をお誘いの上、ご参加下さいますようお願い申し上げます。

結びに当り、会員の皆様のご健勝とご多幸事業のますますの繁栄を祈念いたしまして、新年度を向かえの挨拶とさせていただきます。

本年度もよろしくお願い申し上げます。



新年度のご挨拶

渋谷税務署長 板倉 弘至

暖かい陽気とともに、新年度がスタートいたしました。

陽春のみきり、渋谷間税会の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

千脇会長をはじめ、渋谷間税会の皆様方には、平素より税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

渋谷間税会におかれましては、164か国の消費税率が記載された「世界の消費税クリアファイル」を活用した広報活動や、「税の標語」の募集・表彰を通じた租税教育活動を積極的かつ効果的に推進していただくなど、納税道義の高揚と正しい税知識の普及に熱心に取り組んでいただきました。

また、昨年10月からスタートしたインボイス制度の導入に当たりましても、早期申請に係る周知・広報や広報誌への掲載、制度への理解を深める説明会の開催など、多方面にわたるご支援をいただき、深く感謝を申し上げます。

先日終了いたしました令和5年分の所得税等の確定申告においては、「自宅等からのe-Tax申告の更なる拡大」に向け、スマホ申告を基本とした会場運営を進めますとともに、今後の確定申告手続きの簡便化に向けたマイナポータルとの連携に係る周知を図りました。

また、インボイス制度導入後、初めて迎える確定申告でもありましたので、初めて消費税の申告を行う納税者の皆様が適切に申告・納税手続きを行っていただけるよう、事業者の方々に寄り添った丁寧な対応を徹底いたしました。

税務関係団体の皆様方のご協力のおかげをもちまして、大きな混乱もなく無事に終了することができましたが、次の課題として、本年6月1日以後に実施される定額減税への対応が間近に迫っています。

現在、国税庁では、「税務行政のDX」を積極的に推進しており、今後はさらに、経営の高度化や生産性の向上に資することが期待される「事業者のデジタル化の促進」にも取り組んでまいりますが、このようなDXへの取組をはじめ、新たな制度を円滑に定着させるためには、申すまでもなく渋谷間税会の皆様方のお力添えが必要不可欠となりますので、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願ひいたします。

結びに当たり、渋谷間税会の皆様方の更なるご発展とご繁栄を心からご祈念申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。

くみんの広場参加報告



渋谷くみんの広場が 11月 4日(土)、5日(日) 代々木公園イベント広場で開催されました。

当時は晴天にも恵まれ、約 100万人の一般市民が来場される渋谷区の最大規模のイベントです。渋谷を愛する人々が手を結び、「わが街と誇れる渋谷」の形成を目指す区民の集いとして、区民と区が一体となって発展してまいりました。

渋谷間税会では、パンジーの苗木の配布と税金クイズの配布で多くの来場者の方々とで楽しくクイズ形式でお勉強して頂きました。

税の標語結果



今年度も区内小学校からたくさんの作品を頂きました。その中から、2023年 12月 6日(水) の合同表彰式にて各賞を選定させて頂き、ポスターと立て看板を作成致しました。消費税の標語部門で受賞された生徒の皆さんのお名前を税務署・区役所、区の出張所等に設置しております。

渋谷税務署納税表彰式



令和 5 年度の納税表彰式が 2023 年 11月 16 日(水) 東郷記念館にて執り行われました。

当会から、佐藤慶輔氏が渋谷税務署長感謝状を受彰致しました。おめでとうございます。

Xmas party

恒例になりました Xmas party は、今回もホテル雅叙園東京での開催となりました。



令和6年 新年会報告

2024 年 1 月 30 日（火）今年も新春賀詞交歓会を開催致しました。飯倉副会長の開会の辞、千脇会長の挨拶に引き続き、当会会員でもあります Dr. コパ様に「辰年の開運風水」と題して特別講演をいただきました。

渋谷税務署の板倉署長様、全国間税会総連合会の関口副会长に来賓のご祝辞を頂戴し、その後渋谷税務署の高木副署長による乾杯の音頭のご発声を頂戴致しました。コロナウイルスの脅威も収束され、80 名を超える会員参加者と共に終始和やかに会を開催することができ、歓談の時間では、参加者のみなさま同士が名刺交換をされるシーンや、閉会の時間が迫るなかでもお話が尽きない様子を拝見でき、大変嬉しく思いました。

篠崎副会長によります中締め・並木副会長の閉会の辞で無事に終えることができました。



ご存じですか？

「定額減税特設サイト」は、
こちらからアクセス



令和6年分所得税

定額減税

「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立・施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

定額減税の制度に関する情報については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

制度の概要

令和6年分所得税の納税者である居住者を対象（注：合計所得金額が1,805万円以下の方のみ）として、次の①及び②の金額の合計額を、令和6年分所得税額から控除

① 所得者本人…3万円

② 同一生計配偶者及び扶養親族（※）…1人につき3万円

※ 所得者と生計を一にする配偶者及び親族等で合計所得金額が48万円以下の居住者

定額減税の実施方法

給与所得者に対する実施

- 令和6年6月以降に支払う給与・賞与に係る源泉徴収税額から減税
- 年末調整で、給与・賞与における減税額を踏まえた精算

公的年金受給者に対する実施

- 令和6年6月以降に支払う公的年金（老齢年金）に係る源泉徴収税額から減税
- 必要に応じて、確定申告で6月以降の減税額を踏まえた精算

不動産所得・事業所得者等に対する実施

- 予定納税対象者については、予定納税額から減税
- 確定申告書提出時の所得税額から減税

このリーフレットは、令和6年1月31日現在の情報に基づき、東京国税局が作成しました。

給与を支払う事業者のみなさまへ

定額減税は、令和6年6月1日以後に支払う給与等から！

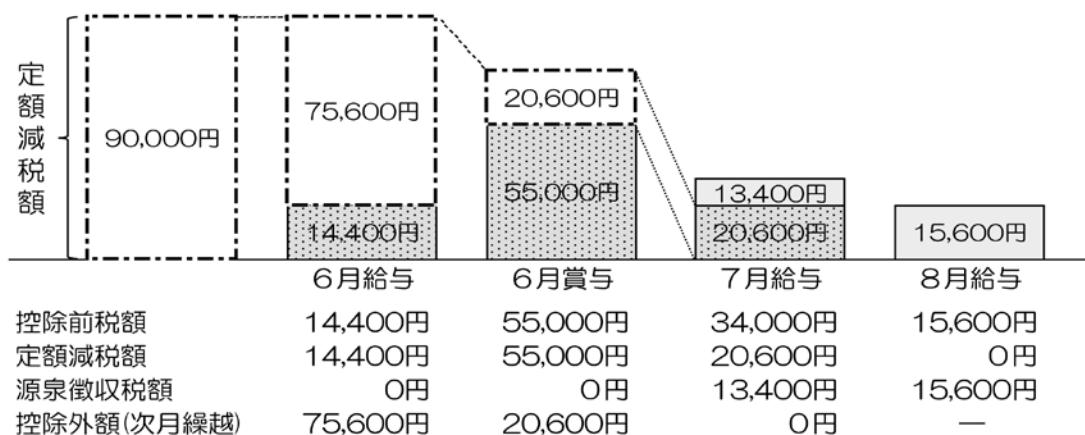
令和6年6月1日現在、事業者のもとで勤務している方のうち、その事業者に対して「扶養控除等申告書」を提出している（月々の給与の源泉徴収において「源泉徴収税額表」の「甲欄」が適用される）居住者の方々については、月々の給与に係る源泉徴収税額から定額減税額を控除することとされています。

給与所得者の定額減税イメージ（例）

【例】次の世帯構成の場合

区分 判定等	所得者本人	配偶者	子供1	子供2
同一生計	—	○	○	○
職業等	会社員	パート	大学生 (アルバイト)	中学生
収入金額	680万円	105万円	75万円	0円
合計所得金額	502万円	50万円	20万円	0円
定額減税の対象	○	×(※)	○	○
定額減税額	3万円	0円	3万円	3万円

※ 配偶者は、合計所得金額が48万円超のため、自身を所得者本人として定額減税を受ける。



定額減税に関する最新情報は、
「定額減税特設サイト」で確認！！
特設サイトはこちらから



＼令和6年4月から／

国税のダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)が ますます便利になります!



国税庁 e-Tax キャラクター イータ君

申告データ送信に合わせて、口座引落しによる納付を
あらかじめ設定することができるようになります。

国税の納付手続は
こちらから



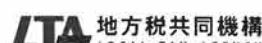
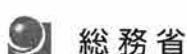
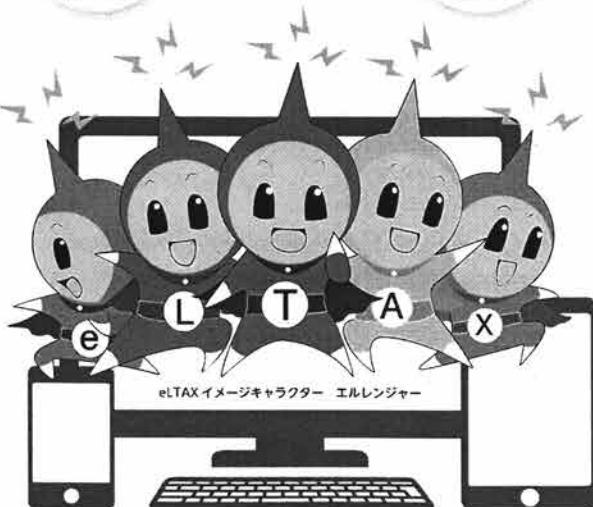
＼令和5年4月から／

地方税のお支払いが 簡単・便利になりました！

納付書に「eLマーク」があれば、地方税お支払サイトや
スマホ決済アプリが利用できます。

※「eL-QR」(QRコード)、「eL番号」(納付書番号)の
いずれかの記載があれば利用できます。

地方税の納付手続は
こちらから



使ってみると便利です！ キャッシュレス納付！

💡 キャッシュレス納付の3つのメリット！

- 自宅やオフィスから納付可能！
- PCやスマホで簡単手続き！
- 現金の準備が不要！



ダイレクト納付

おすすめ！

納付方法

e-TaxやeLTAXによる簡単な操作で事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法です。

こんな方にオススメ！

源泉所得税や個人住民税（特別徴収分）など納付の機会が多い方、ご自身で振替日を指定したい方

振替納税（口座振替）

納付方法

事前に届出をした預貯金口座から、振替日に自動で口座引落しにより納付する方法です。

こんな方にオススメ！

所得税や消費税、固定資産税などを毎年納めている方、毎回の納付手続を省略したい方

インターネットバンキングによる納付

納付方法

インターネットバンキング口座から納付する方法です。

こんな方にオススメ！

普段からインターネットバンキングにより決済する機会の多い方

クレジットカード・スマートフォンアプリ納付

納付方法

専用サイトにアクセスし、クレジットカードやスマートフォン決済アプリ（PayPay）により納付する方法です。

こんな方にオススメ！

時間を気にせず納付したい方

システム導入
が難しくても
大丈夫！！

令和6年1月からの 電子取引データの保存方法

令和5年12月

今まで電子取引データをプリントアウトした書面を整理してファイリングしていたけれど、**令和6年1月からは**どうすればいいんだろう。



以下の【可視性の確保】と【真実性の確保】を満たしていただく必要がありますが、難しいことはありません。



【可視性の確保】

① モニター・操作説明書等の備付け



② 検索要件の充足



まずは、①と②を満たしていただく必要があります。
ただし、「2課税年度前の売上高が5,000万円以下の方」、または
「電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理
されている方」は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応
じができるようにしていれば、②の要件は不要となります。



仕事で使っているからパソコンや操作マニュアルはあるし、
プリントアウトした書面を整理してファイリングしているわ。

可視性
OK



【真実性の確保】

専用のシステムなどを導入していないのだけれど、
どうすればいいんだろう。



不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、 遵守する。



その場合であっても、「ルールを決めて守っていただくこと」で満たす
ことが可能です。事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載していま
すので、参考にしてください。

真実性
OK



そして、今までプリントアウトした後に電子取引データを消して
いたけれど、**令和6年1月からは**消さずに保存する必要があるのね。



そのとおりです。
電子取引データが原本ですので、これをそのまま保存してください。



準備が間に合わない場合はどうしたらいいの？？ ➡ 裏面へ

準備が間に合わない場合はどうしたらいいの？？

人手が足りなくて、令和6年1月までに事務処理規程の制定などの準備が間に合いそうにはないな。



(1)と(2)を満たす場合には、電子取引データを保存しておくだけで大丈夫です。

- (1) 電子取引データ保存の一定のルールに従って電子取引データを保存することができなかつたことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

「人手不足」はこれを満たすんだな。



はい。ほかにも、「システム整備が間に合わない」「資金不足」など、幅広い理由で認められますよ。

- (2) 税務調査等の際に、

- 電子取引データのダウンロードの求め
 - 電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求め
- にそれぞれ応じができるようにしている場合



電子取引データを消さずに保存しつつ、税務調査などの際に、電子取引データや電子取引データをプリントアウトした書面を渡せるようにしておけばいいのか。



そのとおりです。ご対応をよろしくお願いします。

なお、保存する電子取引データの範囲は、これまで書面で保存しているものと変わりありません。



税務職員ふたば

※ 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。

もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」に掲載しています。

こちらから特設
サイトにアクセス
できます

国税庁
(法人番号7000012050002)



渋谷間税会青年部会活動報告

青年部会 部長 篠崎隆利

立春の候、皆さん益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年は、能登半島大地震や羽田飛行機追突事故と年初より波乱の幕開けとなりました。お亡くなりになった方々に謹んでお悔やみを申し上げるとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

さて、昨年の秋以降の青年部の活動をお知らせいたします。

9月 16日 岩手県遠野市へ一泊二日の旅行へ行きました。

「民話の里」「妖怪伝説」柳田国男の遠野物語を満喫いたしました。

南部ばやし・鹿踊り・さんさ踊り・南部流鏑馬会場では、遠野市長よりおもてなしを受け楽しいひと時を過ごさせていただきました。

10月 5日 サツキ会ゴルフコンペ東京税理士会渋谷支部と合同開催

11月 8日 高尾山＆薬王院と極楽湯へ Go！してきました。

ケーブルカーで中腹まで行き、自然豊かな吊り橋ルートで登山しました。天気は最高、薬王院で健康祈願。極楽湯で疲れを癒す。

11月 21日 税務関係団体プレ懇親ゴルフコンペ

11月 29日 素人卓球大会に参加。温泉卓球の感じでハンディをもらい。楽しくできました。

12月 22日 ホテル雅叙園東京にて Xmas party

渋谷ルビー会開催に参加。乗りのよい生バンドでチョット踊ったりして、賑やかに過行く年を語り合いハッピーでした。

1月 3日 池上七福神巡り

池上線の「池上駅」から、曹禅寺（布袋尊）・微妙庵（毘沙門天）・馬頭観音堂（大黒天）・厳定院（弁財天）・本成院（福禄寿）・妙見堂（寿老人）・養源寺（恵比寿）と七つのお寺を回ってきました。

打上げは、馬込にある「千成鮓」で商売繁盛、家内安全で締めです。

3月予定 丹沢大山ハイキングを企画

江戸時代から庶民の信仰の対象として親しまれた大山登って「大山詣り」阿夫利神社で「商売繁盛」「健康祈願」「社運隆盛」心願成就です。



渋谷間税会女性部会活動報告・活動予定

女性部会 会長 高橋栄子

新しい年を迎えた早い3ヶ月が経ちました。皆さまにおかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

わたくしたちを取り巻く環境も活動し易くなつてまいりました。渋谷間税会、青年部会、女性部会又、研修部会各々が様々なイベントを催行して参りました。大勢の方々にご参加いただき感謝しております。

女性部会では、2023年9月29日に、渋谷ボウリングにて4レーン各4名ずつ2ゲーム行い、その後渋谷ボウリングカフェにて懇親会。ゲームも白熱、懇親会も盛り上りました。

2024年3月5日には渋谷区文化センター大和田のコスモプラネタリウムで星空を眺めながら音楽を聴くというイベントを行いました。その後は、お食事を頂きながら楽しく語らい親睦を深めることができました。

令和6年度も一層の活動をして、皆様に身近に感じられる渋谷間税会を作りたいと思っております。

皆様のご参加をお待ちしております。宜しくお願い申し上げます。



●原宿ハローハロウィーンパンプキンパレード

今年で39回目の開催となる原宿ハローハロウィーンパンプキンパレードは日本で最初にハロウィーンで仮装を行ったイベントです。

今では、毎年1,000名の子供たちが参加し、それぞれ趣向を凝らした仮装で原宿表参道の約1Kmをパレードします。

渋谷税務署も幹部の皆さまは今年はスーパーマリオブラザーズのキャラクターで参加されました。

写真のように板倉署長は自らマリオに仮装され、「渋谷税務署方々って実はお茶目では!?」と、シッカリ参加者の心を掴まれていたようでした(笑)



会員協賛広告

山王山田法律事務所

弁護士 山田 宣郷

Tel.: 03-3597-7737

〒100-0014

東京都千代田区永田町2-9-8

パレオワイアル永田町302

ハクエ一産業株式会社

代表取締役 白子 英城

Tel.: 03-5483-0188

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷1-1-6

株式会社 本国

代表取締役 北島 義久

Tel.: 03-3444-7211

〒150-0012

東京都渋谷区広尾5-2-25

株式会社 篠崎総合店舗センター

代表取締役社長 篠崎 隆利

Tel.: 03-3463-2271

〒150-0021

東京都渋谷区恵比寿西1-9-6

有限会社 パーブル
不動産・賃貸・管理

代表取締役 加藤 則幸

Tel.: 03-5489-0581

〒150-0031

東京都渋谷区桜丘町29番33号

松嶋一海 税理士事務所

税理士 松嶋 一海

Tel.: 03-3357-5010

〒160-0008

東京都新宿区三栄町16

松啓ビル201

株式会社 スキルホームズ

代表取締役会長 飯倉 二郎

Tel.: 03-3461-7739

〒150-0043

東京都渋谷区西原3-4-5

株式会社 不動産プラス

代表取締役 佐藤 慶輔

Tel.: 03-6415-5118

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂2-6-2

美奈津ビル4階

三船総業株式会社

代表取締役 千脇 広久

Tel.: 03-3462-2577

〒150-0041

東京都渋谷区神南1-5-14

渋谷地下商店街振興組合

理事長 永井 良明

Tel.: 03-3461-7739

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂2-2-1

長谷川印刷株式会社

代表取締役 長谷川 貴也

Tel.: 03-3461-1317

〒150-0045

東京都渋谷区神泉町17-8

有限会社 マリモ企画

代表取締役 千脇 忍

Tel.: 03-3770-0765

〒150-0041

東京都渋谷区神南1-5-14

有限会社 東京第一地所

代表取締役 土屋 正

Tel.: 03-3780-6081

〒150-0042

東京都渋谷区宇田川町6-11-103

株式会社 芳徳

代表取締役 近藤 芳則

Tel.: 03-3400-3651

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷3-27-15

安田商事株式会社

代表取締役 安田 豊穂

Tel.: 03-3780-1190

〒150-0041

東京都渋谷区神南1-5-14

西武信用金庫 渋谷営業部・三軒茶屋支店

移転&リニューアルオープン！

2023

10/10
(火)

NEW access
information
(10/10 ~)

新所在地
渋谷区宇田川町 3-5
Spark SHIBUYA 2F

電話番号
03-6450-5681
(変更なし)

営業時間
窓口 (平日) 9 時～15 時
ATM (平日) 9 時～17 時

西武信用金庫